

## 犯罪被害者等支援条例の制定に向けた有識者からの意見

条例制定に向けて、犯罪により被害に遭われた方が必要とする支援や相談体制等を把握し施策に反映させるため、有識者からの意見聴取を行いました。

主な意見は次のとおりです。

## 条例案について

犯罪被害者は、個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇が保障される「権利を有する」ということを規定してほしい。

近年犯罪の低年齢化が問題となっているので、小中学校において犯罪被害についての教育を行ってほしい。その結果、被害者も加害者も生まない、更に学校に被害者又は被害者家族がいた場合の対応についても配慮ができる。

## 支援体制について

条例制定はゴールではなくスタートであり、相談体制が大切である。被害者が必要としていること、何ができるかを寄り添って考えて欲しい。

相談体制として社会福祉士などの専門職の配置が望ましい、また、性犯罪被害者の対応は女性職員が行うなど、被害者の要望に配慮してほしい。

自治体は人事異動により担当者の変更があるため、それにより体制や対応が変わってしまうことがないように注意してほしい。

## 支援内容について

犯罪被害者は、事件直後は錯乱していて言いたいことが言えない状況になる。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が突然発症したり、子供の時の性被害は大人になってから思い出すことがあるため、カウンセリング支援については受けられる期限に配慮をお願いしたい。

重傷病支援金の支給要件に多くの自治体が入院 3 日以上を設定しているが、ハードルが高い。犯罪被害者支援の主旨を踏まえ、被害者が利用しやすい要件の設定をお願いしたい。

家事等の支援を行うヘルパー派遣については、知らない人に家に入ってほしくないという心情から利用は少ないと思われるが、メニューとしては設定して、被害者が選べるよう選択肢は多い方がよい。

神奈川県や県サポートステーションでは対象外となるような罪種の支援を行うなど、被害者が居住する基礎自治体となる市町村はきめ細やかな支援をしてほしい。

犯罪被害者支援に関して事業者を求めることは、事業活動を行う上で二次被害を与えないこと、従業員が被害者になった場合の休暇や環境等の配慮をお願いしたい。

以上